

# 臨時休業中の家庭学習について

## 1 基本的な考え方

- 臨時休業期間中も規則正しい生活と学習習慣を維持できるようにするため、生活習慣づくり・学習習慣づくりの視点で支援する。
- 臨時休業期間中に学習に著しい遅れが生じることがないようにするため、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、可能な限り、児童生徒が教科書に基づく家庭学習を進められるよう支援する。  
(紙の教材、テレビ放送等を活用した学習課題、教科書と併用できる教材を工夫する。)
- 臨時休業期間中の学習は年間指導計画を柔軟にとらえて計画するとともに、可能な範囲で児童生徒の学習状況の把握に努める。  
(その際、分散登校、家庭訪問等の方法も考えられる。)

## 2 家庭学習の内容

- ①教科書の内容に即した学習（予習）
- ②児童生徒の自主的な学習
- ③既習内容の学習（復習）

計画性のある家庭学習支援  
学習サイクルづくり

## 教科書の内容に即した学習（予習・復習）指導

### ①家庭での学習計画の作成

- ・年間指導計画の中から、家庭学習のできる単元を見いだす
- ・教科書に即した学習課題を設定する
- ・学習の流れやヒントを週計画やプリントに示す  
(別添資料①週計画表のサンプル)
- ・学習ノートのまとめ方を示す
- ・テレビ放送や学習支援コンテンツが利用できることを示す

### ②学習課題を一人ひとりにわたす

- ・学校 HP で学習課題を渡す日を知らせる
- ・ポストイン
- ・課題を受け取りに来る
- ・分散登校をする

### ④学習の進み具合を確認し、次に生かす

- ・回収した課題を確認し、一人ひとりの学習に進み具合にコメントを入れて自己の学びをフィードバックできるようにする
- ・必要に応じて補充・解説プリントを用意し、次週の課題に入れる
- ・学習の定着度を把握し、休業明けの学習指導の計画に反映させる

### ③学習課題を回収する

- ・学校 HP で学習課題の提出期間を知らせる
- ・課題の回収箱を設ける
- ・課題を届けに来る
- ・分散登校をする



次のやる気につなげる  
学習計画へ

家庭学習を進める

次の学習計画に  
生かす

# 令和2年度 彦根市 GIGAスクール構想にかかるICT教育推進構想図

子ども達一人一人にICT環境を構築することによる主体的・対話的で深い学びの実現  
～災害や感染症等による緊急時においても、ICTの活用により全ての子ども達の学びを保障できる環境の実現～

## 学校

### A 一斉学習

- 学習場面に応じた教育効果
- ・学習活動の焦点化
  - ・動画・アニメーション等の活用による興味・関心の喚起

### B 個別学習

- ・各自のペースで学習を理解し、知識の習得や技能の向上
- ・情報を主体的に収集、判断する力の習得
- ・デジタル教材による理解の深まり

### C 協働学習

- ・大型提示装置による複数の意見や考えの視覚的共有
- ・個々の考えの比較や議論の活性化
- ・リアルタイムでの交流

## 教育におけるICT活用の推進

一人一台端末により、全ての子ども達の学びを保障し、学校と家庭をつなぐ

基礎・基本の習熟にかかると時間の効率化

意見交換、発表などのお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能

## 家庭

### 日常的に活用できる体制

◎学校の臨時休業等に対応した学校からの遠隔学習機能の強化（オンライン授業）

- 教育効果**
- ・学びにおける時間・距離などの制約を取り払う
  - ・多様な人々とのつながりを実現
  - ・教科等の学びを深める遠隔教育
  - ・個に状況に応じたきめ細かな支援

◎家庭でのドリル学習や課題の送受信によるICTの特性を生かした新たな学び

- 教育効果**
- ・児童生徒の個別に最適で効果的な学びの実現
  - ・学びの個別最適化
  - ・創造性を育める学びの場の実現

### 教員のICT活用指導力等の育成(研修)

- ・全ての教職員がすぐに使える教員ICT活用研修
- ・プログラミング学習の研修会
- ・遠隔教育や教師の遠隔研修の推進
- ・効果的な実践データの共有化(鳥居本学園事例紹介)



### 学校におけるICT環境整備(ハード)

- ・小中全学年での一人一台のタブレット端末
- ・高速大容量の通信ネットワーク(校内LAN、Wi-Fi環境の整備)
- ・GIGAスクールサポーター配置(・ICT支援員の利活用)
- ・LTE通信環境(家庭で使える貸出モバイルルーター等)の整備



# GIGAスクール構想 全体スケジュール

R2.7.9

		令和2年度												令和3年度～	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
校内LAN				本契約									★		
GIGA端末				予算成立	売主決定・仮契約		本契約						★		
GIGA端末/ソフト					内容の精査	予算要求・調達準備	予算成立						★		
Wi-Fiフィルター				予算成立		入札・発注	随契・納品作業								
GIGAサポーター				予算成立		契約	★								
WEBカメラ・集音マイク				予算成立		入札・発注・納品	★								
運用マニュアルの策定															
研修計画の策定															
校務用端末の更新													★		
校務支援システムの導入													★		

※校内LAN・校務用端末についてはベンダー決定済

※GIGA端末が導入されるまでは、既存機器の設定変更は行わず、運用でカバーする

※家庭学習においてもルーターの貸し出しは小6・中3の最終学年の利用を優先

## (概要)

- 学びを段階的に再開する学校や、すでに再開した学校においては、感染拡大のリスクを最小限にするため学校における感染症対策を強化するとともに、分散登校等の積極的な活用と家庭学習を組み合わせることで、子供たちの学習保障等に万全を期す必要がある。
- 各学校が、段階的な学校再開に際して学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするために、新たな試みを実施するに当たり、**校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を国が緊急的に措置する。**

➡ 補助対象：小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校等 ➡ 補助率：公立（1/2）私立（10/10）

※ 地方負担分は、地方創生臨時交付金により措置予定

➡ 交付額：地域の感染状況、学校規模等に応じ **1校当たりの上限額（100万～300万円程度 \* 感染状況等に応じて加算あり）** の範囲で、**学校長等が支援メニューから自由に選択可能**

## 段階的な学校再開に対応する学校現場への支援メニュー

### 学校における感染症対策等への支援

#### ■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

- ☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、集団で検温を実施する場合には必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ☞ 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の購入経費

#### ■ 夏季における学校給食実施に必要な経費

- ☞ 従来の夏季休業期間に学校給食を実施する場合には必要となる調理員の熱中症対策に必要な経費

### 子供たちの学習保障の取組への支援

#### ■ 児童生徒の学びの確実な定着のために必要な経費

- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費



#### ■ 家庭との連絡体制強化に必要な経費

- ☞ 家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設、学校における連絡体制の強化に必要な経費

#### ■ 空き教室等の活用に必要な経費

- ☞ 教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要となる備品等の購入経費

# 学校再開時における感染症対策ガイドライン

彦根市教育委員会

令和2年5月27日

## 【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、私たちは長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

この度文部科学省より『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』～「学校の新しい生活様式」～（以下、「文科省マニュアル」という。）』（2020.5.22 Ver.1）が示されました。

このことをふまえ、彦根市立小中学校においても「3つの密」を徹底的に避け、「マスクの着用」および「手洗いなどの手指衛生」等基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」(\*)を導入し、感染およびその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要と考えています。

感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、今後の第2波・第3波に備え、教育委員会および学校はもとより、保健所や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した保健管理体制を構築し、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確にその対応にあたることとします。その際、一律に臨時休業を行うのではなく、感染者および濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価をふまえた臨時休業についての判断を行うこととします。

同時に、感染者や濃厚接触者である児童生徒やその家族が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう、十分な配慮・注意・指導を行うこととします。

なお、本ガイドラインは、令和2年5月27日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

\* 「文科省マニュアル p5」 「新しい生活様式」の実践例

## 【学校での取組】

### （1）児童生徒への指導

- ・ 学校生活における一番のリスクは、休み時間等大人が目が届かないところでの児童生徒の行動と考えられる。児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、これまでの知見を基にした様々な資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。
- ・ 感染症対策用の持ち物として、「清潔なハンカチ・ティッシュ」「マスク」「マスクを置いたり入れたりする際のビニール袋や布等」が必要であることを指導し、保護者への協力を依頼する。

## (2) 健康観察

- ・毎朝家庭で検温し、風邪症状がないか等、家庭と連携した健康観察を実施する。健康チェックカードを学校で確認し、児童生徒の体調管理を確実に実施する。
- ・登校前に検温していない児童生徒は、登校後必ず検温を実施する。

## (3) 欠席の取扱い

- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。この場合、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ・保護者から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から児童生徒が自宅待機する旨の申し出があった際には、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

## (4) 体調不良を申し出た児童生徒への対応

- ・登校後児童生徒が体調不良を訴えた場合は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう等すみやかに下校措置をとる。その際は、他の児童生徒と別の部屋で待機する等の工夫をする。
- ・該当児童生徒について、翌日以降体調不良が続く場合は、家庭での静養をするよう指導し、無理な登校は控えさせる。また、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの小児医療機関等に相談するように指導する。

## (5) 授業等

- ・教室の換気は、気候上可能な限り常時行う。エアコン使用時においても換気を行う。（できるだけ2方向の窓を開け、風通しを良くする）
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、窓や入り口を開放し、常に自然換気をしておく。
- ・換気は感染症防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努める。
- ・全員咳エチケットを心掛け、教員はマスク等をする。児童生徒も基本的には常時マスクを着用する。ただし、気候の条件等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。また、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面に触れないよう指導する。
- ・外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時、掃除の後、共用のものを触ったとき等こまめに石けんでの手洗いをを行う。なお、石けんやアルコールに反応したり手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮する。
- ・1日1回以上、教室やトイレのドアノブ、手すり、スイッチ、トイレの水洗レバー・水道の蛇口ハンドル等多くの児童生徒が手で触れる場所の消毒を行う。
- ・次亜塩素酸等の消毒液は職員室または保健室に常備し、必要に応じて教室へ持参する。薬の効果を考え、1回で使い切るようにして翌日に残さない。児童生徒への安全面を考慮し

て、消毒液を教室に置いたままにしない。

- ・中学校における部活動の指導については、「文科省マニュアル」（第3章2．部活動）に基づくものとする。

#### **(6) 通学時**

- ・集団での登下校においては、友だちと密接とならないよう指導する。
- ・校門や玄関で密集が起こらないよう配慮する。
- ・学校到着時に手洗いをを行うよう指導する。

#### **(7) 給食**

- ・給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検、記録する。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応を行う。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・配食時のマスクの着用は、口や鼻からの飛沫が食品に付着することなどを防ぐために徹底する。
- ・配食を受ける児童生徒は、配食時および移動時において、会話を控えるとともに、前後の者と距離を保ち密接しないよう指導する。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、全員が前を向いて会話を控えるようにするなどの指導を行う。

#### **(8) 学校行事**

- ・感染の拡大状況に応じて、実施の有無について慎重に検討する。
- ・実施に際しては、学校行事における児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」等について、可能なものは避けるなどの感染症対策を行い、内容や方法について工夫する。

#### **(9) 心の健康**

- ・学校再開に伴い、新型コロナウイルス感染症や学校生活への不安やストレスを抱える児童生徒の状況が心配される。学校と家庭が連携して児童生徒の状況に目を配るとともに、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒が安心して登校できる体制を整える。